

# 東串良町地域公共交通計画



令和7年3月 策定  
東串良町



# 東串良町地域公共交通計画(本編) 目次

1. はじめに	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の区域	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の位置づけ	1
5. 計画の対象	1
2. 地域概況および公共交通の現況整理	2
1. 町の概況	2
(1) 位置・地勢	2
(2) 人口と高齢化の動向	3
(3) 人口分布	4
(4) 高齢化の状況	4
2. 公共交通の状況	5
(1) 公共交通網	5
(2) バス廃止路線代替タクシー運行事業	5
3. 地域公共交通を取り巻く現状・問題点と取り組むべき課題	6
1. 現状・問題点	6
(1) 町内の移動手段が不十分	6
(2) 移動ニーズへの対応が不十分	7
(3) 利用者数の減少と財政負担の増加	10
(4) 公共交通サービスの担い手不足と高齢化の進展	11
(5) 待合環境の老朽化	11
(6) 目的地となる施設との連携	11
2. 取り組むべき課題	12
4. 基本的な方針	13
1. 基本理念・基本方針	13
2. 将来の公共交通ネットワーク	14
3. 東串良町の地域公共交通の役割	15
4. 地域公共交通確保維持事業の必要性	15
5. 理念および方針を実現させるために行う施策	16
1. 施策の体系	16
2. 施策の内容	17
6. 施策実施スケジュールと計画の管理	20
1. 施策実施スケジュール	20
2. 評価指標の設定	21
3. 計画の実施とモニタリング	23
(1) 推進体制	23
(2) 施策の進捗管理と評価のサイクル	23
付属資料	24
1. 計画の検討経緯	24
2. 東串良町地域公共交通活性化協議会	25
(1) 名簿	25
(2) 規約	26
3. 用語集	28

# 1. はじめに

## 1. 計画策定の目的

地域公共交通は、人口減少や自動車社会の進展による長期的な利用者数の落ち込みに加え、新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式の変化の影響や、公共交通の担い手不足などにより、大変厳しい状況に置かれています。

本町においても同様に公共交通を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、交通事業者の経営努力のみで公共交通を確保・維持することが難しくなっています。

こうした中、国は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を一部改正し、地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成を求めるとともに、自治体・交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働(共創)」により地域公共交通ネットワークを再構築(リ・デザイン)することを進めています。

このような背景を踏まえ、地域の関係者との共創を通じて、町にとって望ましい持続可能な公共交通ネットワークを構築することを目的として、地域公共交通の基本計画である「東串良町地域公共交通計画」を策定します。

## 2. 計画の区域

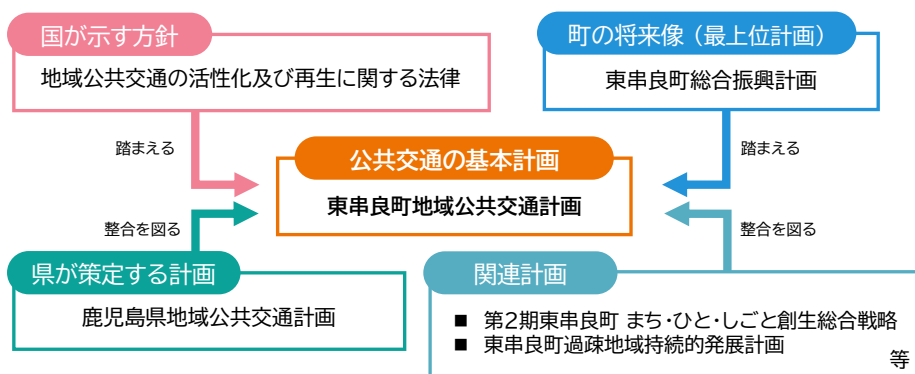
本計画の区域は、東串良町の全域とします。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度の 5 年間とします。

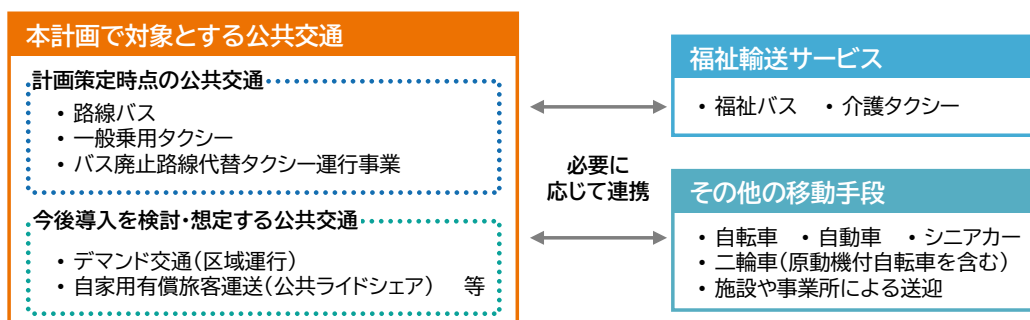
## 4. 計画の位置づけ

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく計画です。策定にあたっては「東串良町総合振興計画」を上位計画とし、その他関連計画との整合を図りました。



## 5. 計画の対象

本計画では、以下を公共交通と位置づけます。



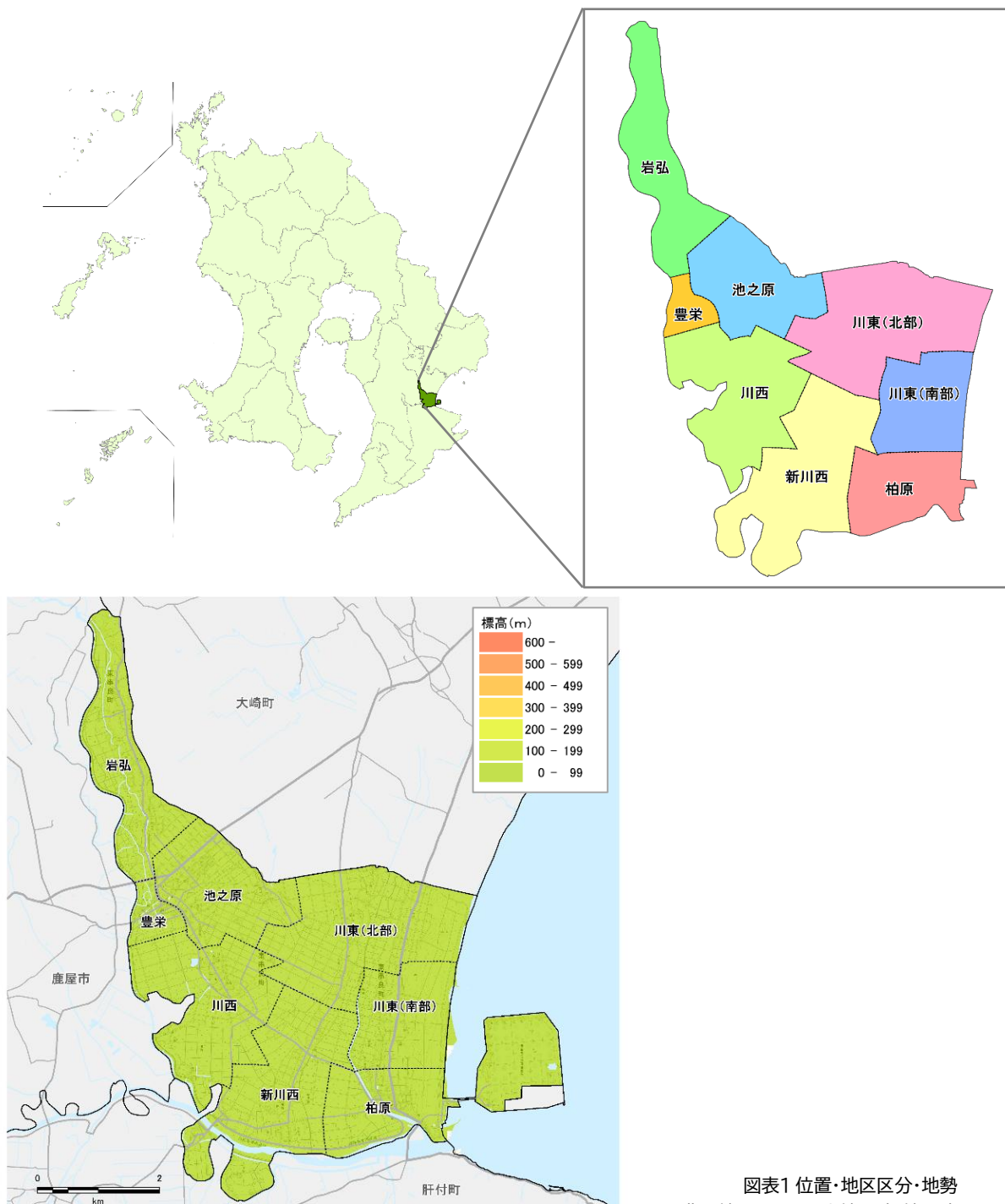
## 2. 地域概況および公共交通の現況整理

### 1. 町の概況

#### (1) 位置・地勢

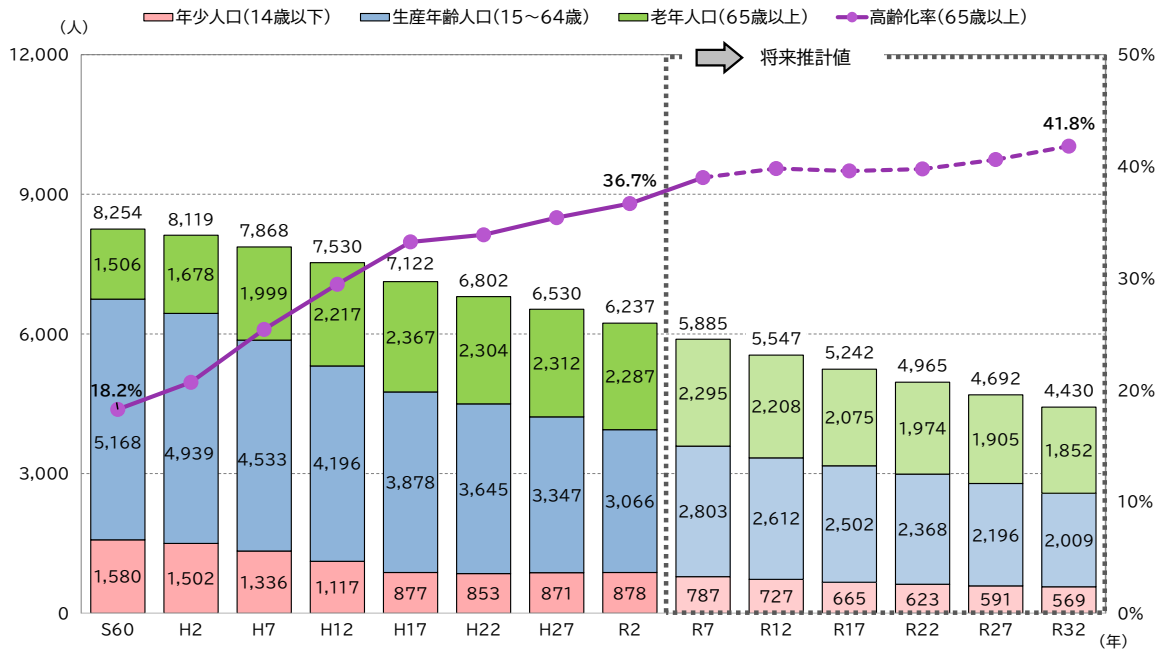
- 本町は大隅半島の中央部に位置し、北は大崎町、南は肝付町、西は鹿屋市、東は志布志湾に面しています。
- 鹿児島県本土で最も小さな町で、総面積は 27.85 km<sup>2</sup>※、うち可住地面積は 24.40 km<sup>2</sup>※(総面積の約 88%)、町のほとんどが平坦地となっています。
- 町内は、岩弘、豊栄、池之原、川西、新川西、川東(北部)、川東(南部)、柏原の 8 地区に区分されます。

※出典:統計でみる市区町村のすがた 2024



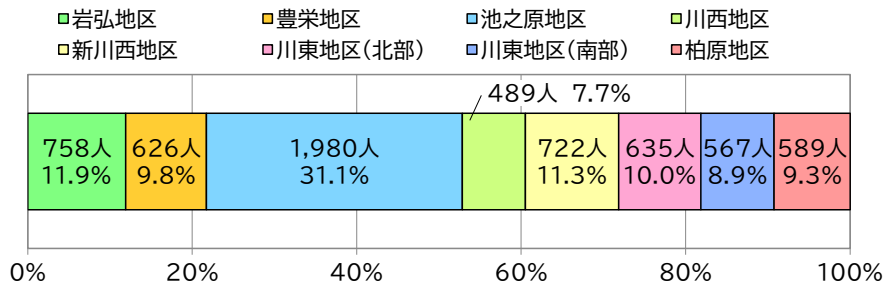
## (2) 人口と高齢化の動向

- 総人口は年々減少しており、令和 7 年以降は 6,000 人を下回ると予測されています。また、高齢化率は年々上昇しており、令和 2 年時点で 36.7%となっています。



図表2 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

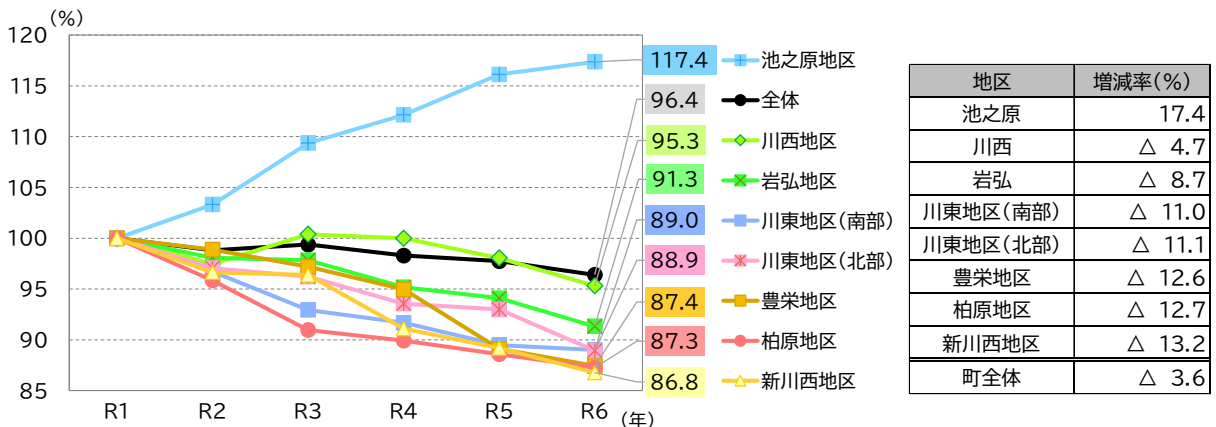
資料 昭和60年～令和2年人口：総務省統計局 国勢調査  
令和7年～令和32年人口：国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口(令和5(2023)年推計)



図表3 地区別の人口構成

資料 東串良町企画課 住民基本台帳(令和6年10月1日時点)

- 令和元年を100%として人口増減率を見ると、令和6年時点の町全体の人口は令和元年から3.6%減少しています。
- 地区別に見ると、池之原地区は町内で唯一人口が増加しており、17.4%の増加がみられますが、新川西地区では13.2%減少しており、減少率が8地区の中で最も大きくなっています。

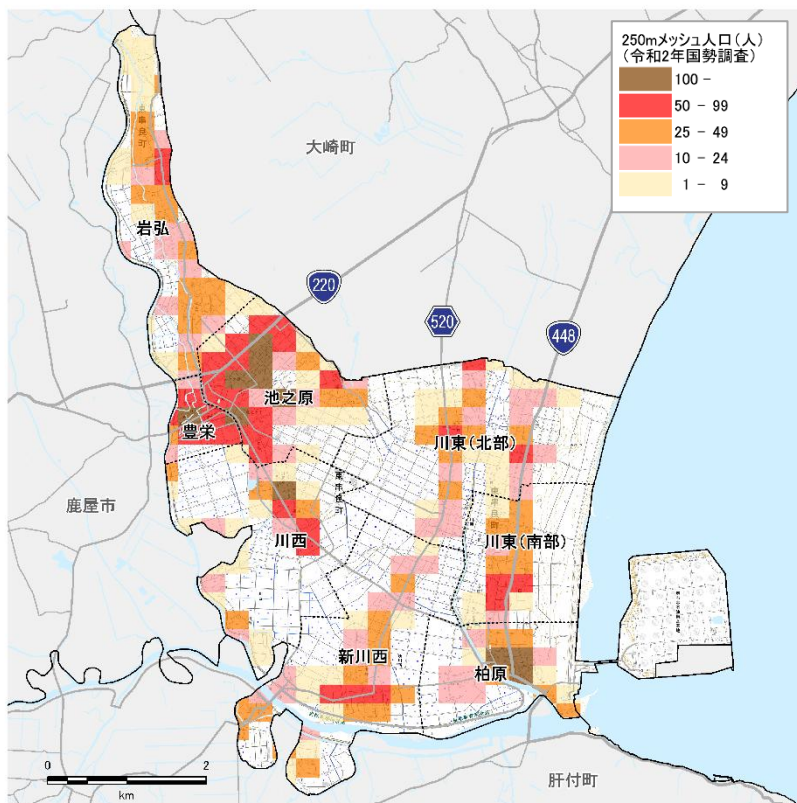


図表4 地区別人口の推移と減少幅、令和元年を基準とした場合の令和6年の増減率

資料 東串良町企画課 住民基本台帳(各年10月1日時点)

### (3) 人口分布

- 人口は国道 220 号周辺の豊栄地区、池之原地区に集中していますが、県道 520 号、国道 448 号沿線にも集積がみられます。

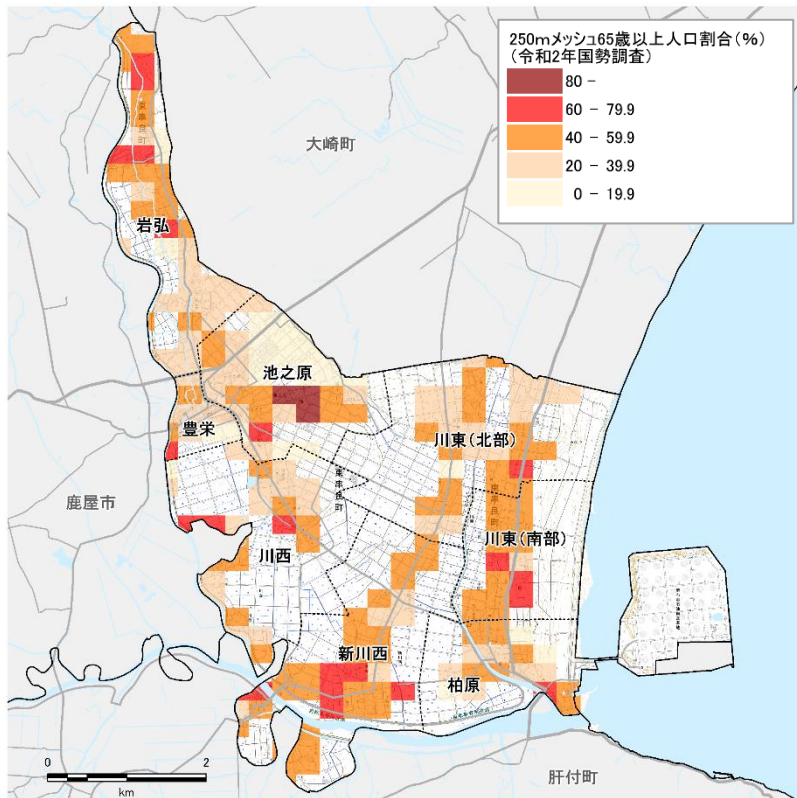


図表5 人口分布

資料:国勢調査(令和2年) ※背景地図として国土地理院・地理院タイルを利用

### (4) 高齢化の状況

- 高齢化率が 60%を超える地域が点在しています。



図表6 高齢化の状況

資料:国勢調査(令和2年) ※背景地図として国土地理院・地理院タイルを利用

## 2. 公共交通の状況

### (1) 公共交通網

- 鹿児島交通の路線バスが町の北部を東西に運行していますが、これらは周辺自治体を結ぶ路線となっており、町内に立地するバス停は池之原上、東池ノ原、東串良の3か所のみとなっています。
- 柏原地区から東串良バス停までの区間は「バス廃止路線代替タクシー運行事業」が実施されています。



図表7 公共交通網

※背景地図として国土地理院・地理院タイルを利用

### (2) バス廃止路線代替タクシー運行事業

- 東串良町では、路線バスの廃止区間(柏原地区から豊栄地区の東串良バス停)において、代替措置としてタクシー運行事業を実施しています。
- 利用者は、通常片道運賃 2,000 円のところを 200 円で利用することができ、残りの 1,800 円は町が負担しています。

図表8 バス廃止路線代替タクシー運行事業の概要

利用対象者	町内に住所を有する者で次に掲げる者 (1) 概ね 65 歳以上で、自動車の保有がなく、運転免許証を持たない者。 (2) 身体障害者障害程度第 1 種に認定された者及びその介護者。ただし、身体障害者等に対する自動車税・自動車所得税の減免等を受けられた世帯の障害者及び介護者は除く。 (3) 町税の過年度分滞納者は除く。 (4) その他町長が必要と認める者。
利用料	片道 200 円

資料 東串良町企画課

### 3. 地域公共交通を取り巻く現状・問題点と取り組むべき課題

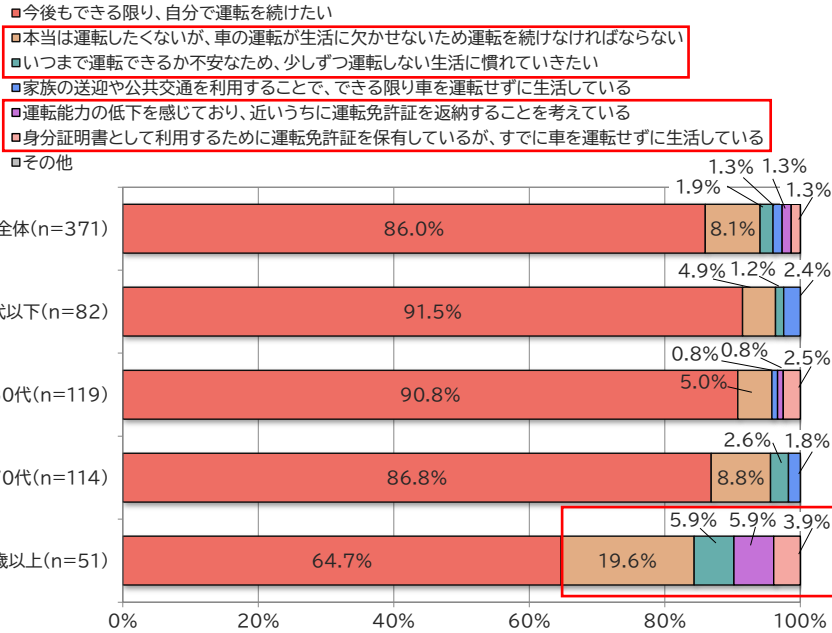
#### 1. 現状・問題点

町の概況や公共交通の状況、その他各種調査結果より整理した、本町の地域公共交通を取り巻く現状・問題点は以下の通りです。

##### (1) 町内の移動手段が不十分

###### ① 人口減少と高齢化の進展

- 80歳以上の年代では運転に消極的な人が増加しており、免許証を返納したくても返納できない人や、免許証返納後の生活に不安を抱えている人がいます。

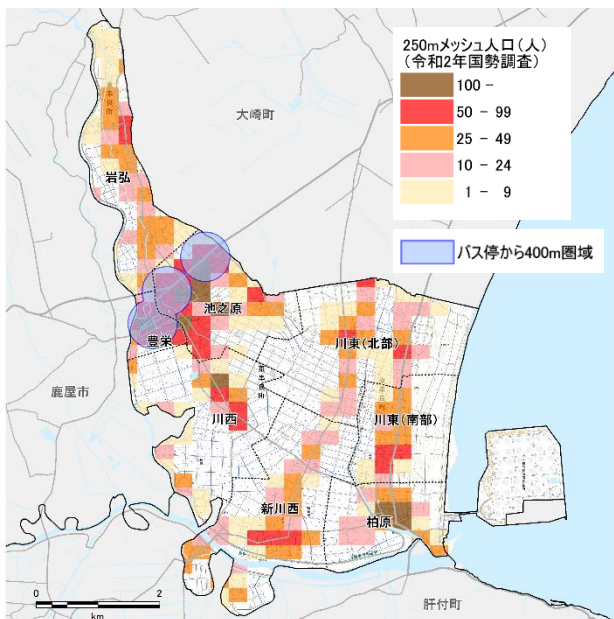


図表9 運転に対する考え(年代別)

資料 住民アンケート調査

###### ② 公共交通サービスの提供範囲が限定的

- 鹿児島交通のバス停から 400m※圏域を「公共交通利用可能圏域」とした場合、町全体のカバー率は 24.1%と非常に低く、多くの町民がバスを利用しづらい状況にあります。



地区名	人口 (住民基本台帳)	カバー率
岩弘地区	814	3.5%
豊栄地区	708	84.6%
池之原地区	1,743	54.6%
川西地区	500	0.0%
新川西地区	804	0.0%
川東地区(北部)	693	0.0%
川東地区(南部)	616	0.0%
柏原地区	647	0.0%
町全体	6,525	24.1%

※路線バスの利用可能圏域は、バス停から 300m または 400m が一般的に用いられる指標であり、都市部や高低差の大きい地域では 300m が多く採用されるが、本町はバス停まで比較的平坦な経路で移動できることから、400m を基準とした。

図表10 路線バスによるカバー率

資料 地区別人口:東串良町企画課 住民基本台帳(令和2年)、250mメッシュ人口:国勢調査(令和2年)  
カバー率算出には国勢調査の250mメッシュ単位のデータを使用 ※背景地図として国土地理院・地理院タイルを利用

- 町内のタクシー事業者は「K・T 交通」1 社のみとなっていますが、町のほぼ全域がタクシー営業所から 5km 圏内に位置しています。(図表 11)
- その他、町では、路線バスの廃止区間(柏原地区から豊栄地区の東串良バス停)において、代替措置としてバス廃止路線代替タクシー運行事業を実施していますが、利用対象者は限定されています。(図表 12)



図表11 タクシー営業所の分布状況(左図)



図表12 バス廃止路線代替タクシー運行事業 運行図(右図)

(令和 6 年時点) ※背景地図として国土地理院・地理院タイルを利用

## (2) 移動ニーズへの対応が不十分

### ① 通学等の町外移動を担う幹線交通

- 町内には高等学校がないため、周辺自治体の高等学校に通学する必要があります。
- 周辺自治体への広域移動に対応した幹線交通として運行されている路線バスは、利用者の多くを高校生が占めています。

#### 【路線バスの利用状況について】

- 鹿屋営業所全体での利用者の割合は、高校生が70%、一般利用(買い物や通院)が30%となっている。
- 通学利用は鹿屋女子高校、鹿屋高校、鹿屋工業高校、鹿屋農業高校、串良商業高校の生徒が大半を占めている。(逆方向では、志布志高校に通学する生徒もいる)

資料 ヒアリング調査

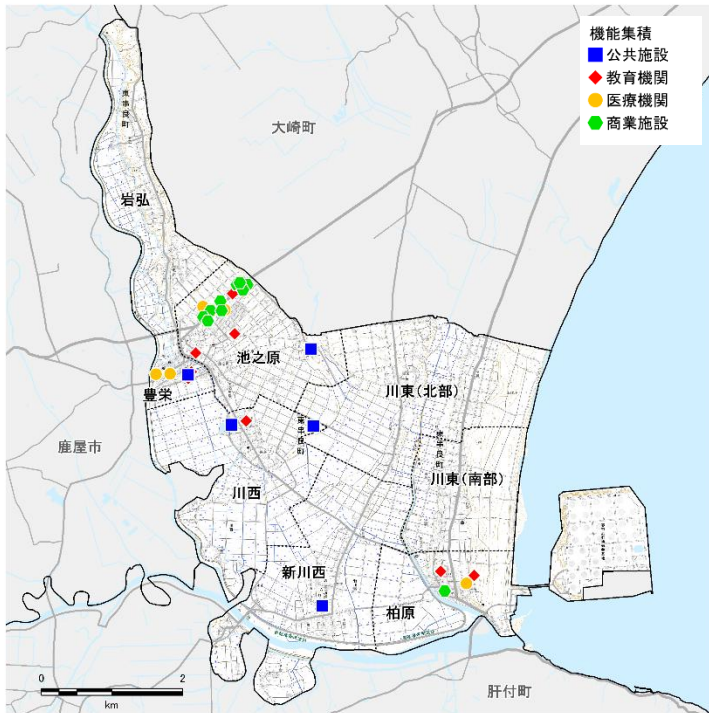


図表13 路線バスの利用状況と高等学校の分布状況(広域)

(令和 6 年時点) ※背景地図として国土地理院・地理院タイルを利用

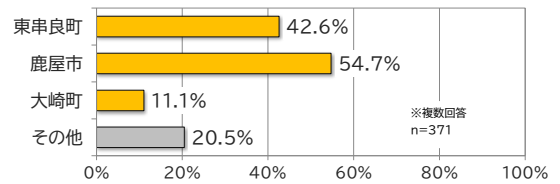
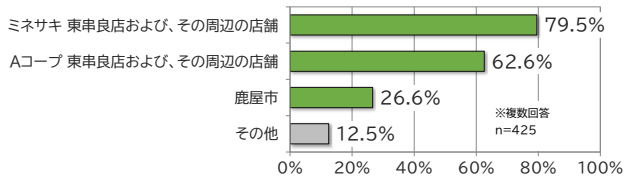
## ② 施設の立地状況と地区ごとに異なる移動のニーズ

- 移動の目的地となる施設の多くが国道 220 号沿いに集積しています。(図表 14)
- 買い物目的の移動では、町内の池之原地区への移動が多くみられます。(図表 15)
- 通院目的の移動では、鹿屋市および柏原地区への移動がみられます。(図表 16)

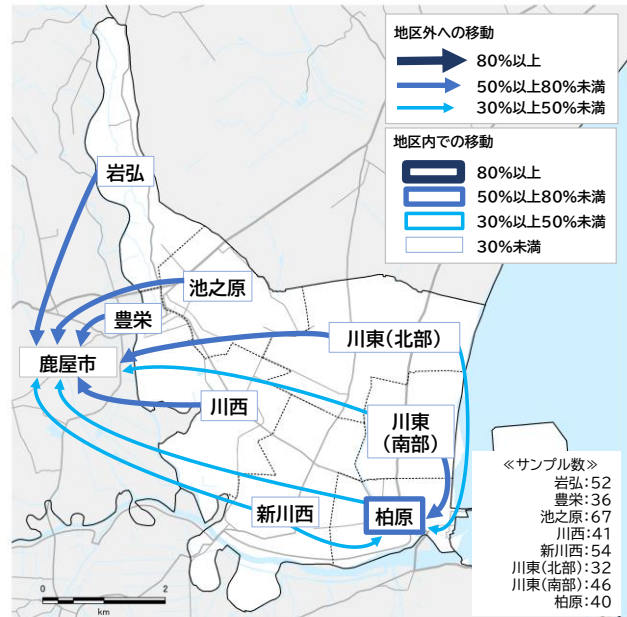


図表14 機能集積状況  
(令和 6 年時点)

※背景地図として国土地理院・地理院タイルを利用



図表15 主な買い物先(回答者全体・上位施設)、地区別の買い物における移動状況(左図)



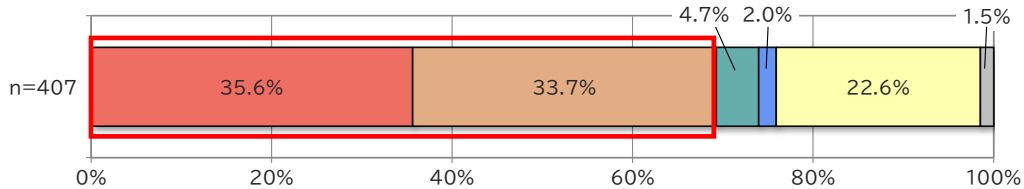
図表16 主な通院先(回答者全体・上位市町)、地区別の通院における移動状況(右図)

資料 住民アンケート調査

### ③ 公共交通に対する町民の考え

- 町の財政負担のあり方に対しては、「財政負担を増やしてでも、公共交通サービスを充実させ、利便性の高い移動環境を提供すべき」と「現状の財政負担を維持し、可能な範囲で現状の公共交通サービスを継続すべき」があわせて約70%となっています\*。

- 財政負担を増やしてでも、公共交通サービスを充実させ、利便性の高い移動環境を提供すべき
- 現状の財政負担を維持し、可能な範囲で現状の公共交通サービスを継続すべき
- 財政負担はできる限り抑えるよう努力すべき
- 運賃の値上げなど利用者の負担を増やし、公共交通への財政負担を軽減すべき
- わからない
- その他



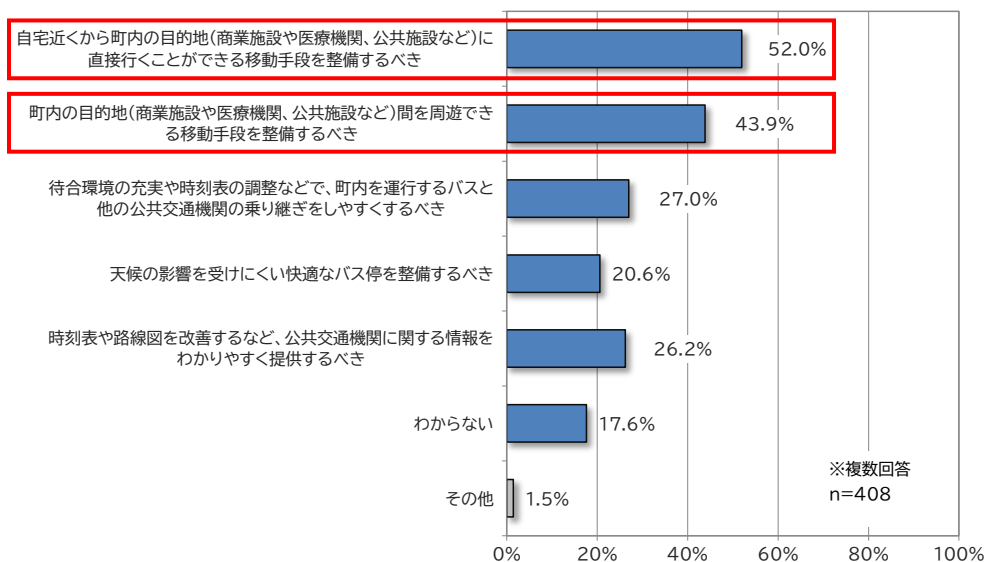
図表17 今後の東串良町の公共交通に対する財政負担のあり方について

資料 住民アンケート調査 ※回答にあたっては、図表18 ちらし「東串良町の公共交通について」を確認の上で回答するよう依頼



図表18 ちらし「東串良町の公共交通について」  
資料 住民アンケート調査

- 今後、町に必要なと思う公共交通のサービスについて、「自宅近くから町内の目的地に直接行くことができる移動手段を整備すべき」が52.0%、「町内の目的地間を周遊できる移動手段を整備すべき」が43.9%となっています。



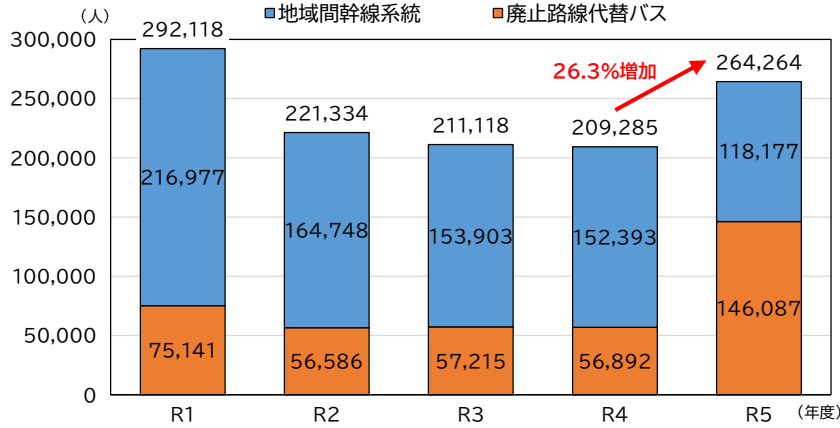
図表19 今後の東串良町に必要なと思う公共交通のサービス

資料 住民アンケート調査

### (3) 利用者数の減少と財政負担の増加

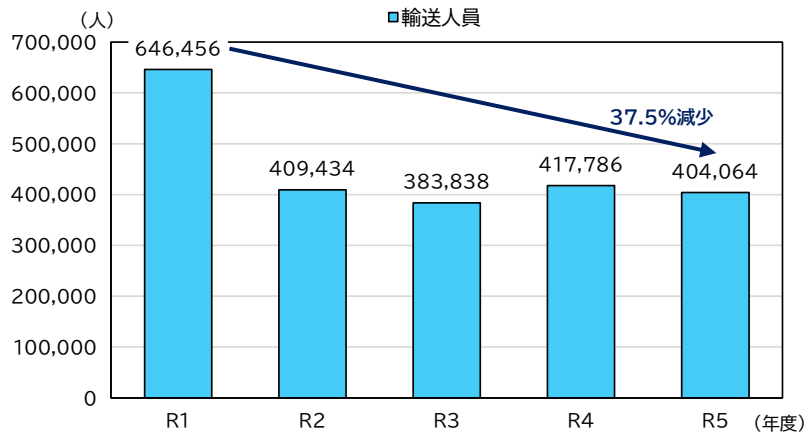
#### ① 減少する公共交通利用者数

- 令和 5 年度の路線バスの利用者数は前年度と比較して 26.3%増加していますが、コロナ禍前の利用者数には戻っていません。(図表 20)
- 鹿屋交通圏における令和 5 年度の一般乗用タクシーの輸送人員は、令和元年度と比較して 37.5%減少しています。(図表 21)



図表20 路線バスの年間利用者数の推移

資料 東串良町企画課 ※R5 年度より地域間幹線系統「垂水中央病院～垂水港～鹿屋～あすばる大崎～志布志」は廃止路線代替バスに移行

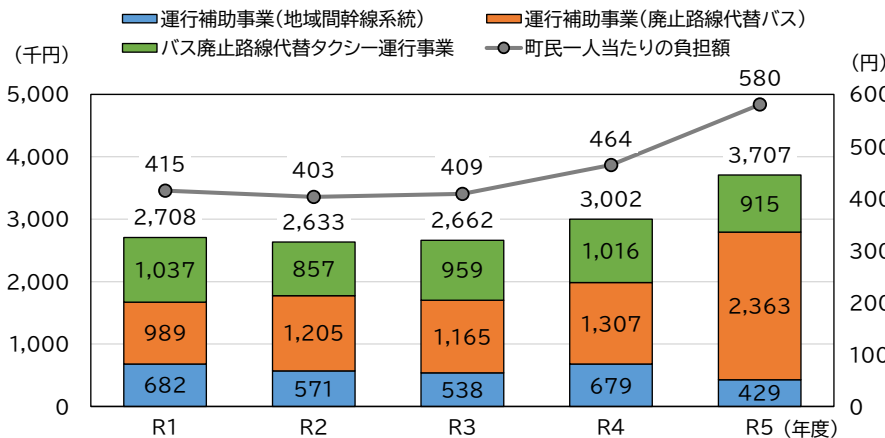


図表21 鹿屋交通圏におけるタクシー輸送人員の推移

資料 九州運輸局「九州管内営業区域別タクシー輸送実績集計表」 ※鹿屋交通圏…鹿屋市、東串良町

#### ② 増加する町の財政負担額

- 公共交通にかかる町の財政負担額は増加傾向にあり、令和 5 年度は前年度と比較して 23.5%増加しています。



図表22 公共交通にかかる町の年間財政負担額の推移

資料 運行補助事業：東串良町企画課(各年 10 月～9 月)  
 バス廃止路線代替タクシー運行事業：東串良町企画課(各年 4 月～3 月)  
 人口：東串良町企画課 住民基本台帳(各年度末)

## (4) 公共交通サービスの担い手不足と高齢化の進展

### ① 公共交通サービスの担い手不足と高齢化

- 運転手等の公共交通サービスの担い手不足および高齢化が最大の問題となっています。担い手不足により、定時定路線を運行するのに必要な人員が確保できていない状況も見受けられます。

図表23 交通事業者の事業状況

事業者	カテゴリ	状況
路線バス事業者	人員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転手不足および運転手の高齢化が進行している。</li> <li>● 退職者数に対して入社人数が全く追いついていない。</li> <li>● 日々の業務を円滑に行うためには、6～7名足りていない状況である。休日返上で勤務をお願いすることもある。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コロナ禍の影響で利用者数が減少し、まだ元通りにはなっていない。大隅方面の回復は6～7割程度である。</li> <li>● 少子化の影響で生徒数が減少し、売上および乗客数の減少が避けられない状況にある。</li> <li>● これまでに運賃改定を2回行ったが、収入は追いついていない。</li> </ul>
タクシー事業者	人員体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハローワークに求人情報を掲載しているものの、応募はない。</li> <li>● 深夜帯の人員が不足している。(町外事業者)</li> <li>● 朝夕は利用が多いうえに従業員の交代が重なるため非常に忙しいが、日中は空き時間が発生してしまう。(町外事業者)</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年金支給日の利用は特に多く、全車でフル回転の状態。できるだけ待たせることがないよう心がけてはいるが、多少待たせてしまっていることもある。</li> <li>● 売上の増加は運賃改定によるものである。値上げにより、他社に利用者が流れることもあった。(町外事業者)</li> </ul>

資料 ヒアリング調査

## (5) 待合環境の老朽化

- 町内に立地する3か所のバス停には、利用者のための上屋やベンチ、駐輪場が設置されているものの、施設が古く、快適な待合環境とは言えない状況にあります。



図表24 町内のバス待合環境

## (6) 目的地となる施設との連携

- 一部の商業施設では、施設内の設備が待合所として利用されている場合がありますが、施設との連携は十分ではありません。

図表25 施設からの公共交通に関する意見・要望

施設名	公共交通に関する意見・要望
商業施設	<p>[公共交通利用者への取組について]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ダイヤ改正時の対応が難しく、利用者とのトラブルにつながる可能性もあるため時刻表の掲示は行っていない。掲示するスペースはあるため、今後掲示する場合には、時刻表の張り替え等はバス事業者に対応をお願いしたい。</li> <li>● 来店者の代わりにタクシーを手配することがある。</li> <li>● 施設内にベンチを設置しており、待合所として活用されるケースもある。</li> </ul> <p>[公共交通サービスの改善に向けたアイデア、公共交通機関との連携の可能性について]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 来店者から公共交通に関する意見を受けることがある。(肝付町のおでかけタクシーのようなサービスを行ってほしい、鹿屋市のくるりんバスのようなサービスがほしいなど)</li> <li>● 病院や商業施設との連携を行うべきだ思う。特に病院との連携が必要ではないか。</li> <li>● 東串良町で何らかの公共交通サービスを実施する際は、施設として連携していきたい。</li> </ul>

資料 ヒアリング調査

## 2. 取り組むべき課題

現状・問題点を踏まえ、本計画において取り組むべき課題を以下のように設定します。

### 課題① 町内移動の利便性向上

- 路線バスは周辺自治体への広域移動に対応する幹線交通として運行されていますが、町の北部にのみ運行されているため、町民の多くにとって路線バスでの移動は困難な状況となっています。
- 町内の移動は一般乗用タクシーなどが担っており、実際に町のほぼ全域がタクシー営業所から5km圏内に位置しているものの、住民アンケート調査では自宅近くから町内の目的地などに直接行くことができる移動手段の整備が求められています。
- このため、既存の一般乗用タクシーのサービスを維持しつつ、交通事業者と連携し、今後さらなる進行が予測される高齢化への対策として、運転免許証返納後の生活を支える町内移動環境の構築に取り組んでいく必要があります。

【対応する現状・問題点】(1)、(2)

### 課題② 幹線交通の利便性向上

- 町内のバス停に設置された上屋やベンチ等の施設は古く、快適な待合環境を有していません。運転免許証を持たない高校生や高齢者等の利便性向上のため、建設が予定されている複合施設や既存バス停における待合環境の整備を行う必要があります。

【対応する現状・問題点】(1)、(2)、(5)

### 課題③ 公共交通の利用促進

- 人口減少が進む中で、公共交通を維持・確保していくためには、利用者の確保が不可欠です。適切な情報提供を通じて町民の公共交通に対する関心を高めるとともに、利用促進および施策の実施に向けて、住民や施設等の理解と協力体制を構築する必要があります。

【対応する現状・問題点】(3)、(6)

### 課題④ 持続可能な公共交通サービス提供のための支援

- 路線バス事業者、タクシー事業者ともに運転手不足が事業継続における最大の問題となっています。周辺自治体と一体となった人材確保支援策に取り組んでいく必要があります。

【対応する現状・問題点】(4)

#### 【地域公共交通を取り巻く現状・問題点と取り組むべき課題の関係】

	課題①	課題②	課題③	課題④
現状・問題点(1) 町内の移動手段が不十分	●	●		
現状・問題点(2) 移動ニーズへの対応が不十分	●	●		
現状・問題点(3) 利用者数の減少と財政負担の増加			●	
現状・問題点(4) 公共交通サービスの担い手不足と高齢化の進展				●
現状・問題点(5) 待合環境の老朽化		●		
現状・問題点(6) 目的地となる施設との連携			●	

## 4. 基本的な方針

### 1. 基本理念・基本方針

本計画で掲げる基本理念および基本方針は以下の通りです。

#### 基本理念

町民の暮らしを支え、活力あるまちづくりに向けた持続可能な公共交通

#### 基本方針(目指す姿)

##### 1. 町の現状と将来に対応した公共交通サービス

運転免許証を持たない高校生や高齢者等のニーズ(出かけた時間や出かけた場所)に沿った町内移動サービスを提供します。また、幹線交通との乗り継ぎ拠点の待合環境を改善します。

##### 2. さまざまな主体との共創による交通まちづくり

交通事業者や行政に加えて、町内で開催される各種地域活動や目的地となる拠点施設などと共創し、まちづくりと一体となった交通政策を推進します。

##### 3. みんなで取り組む公共交通環境づくり

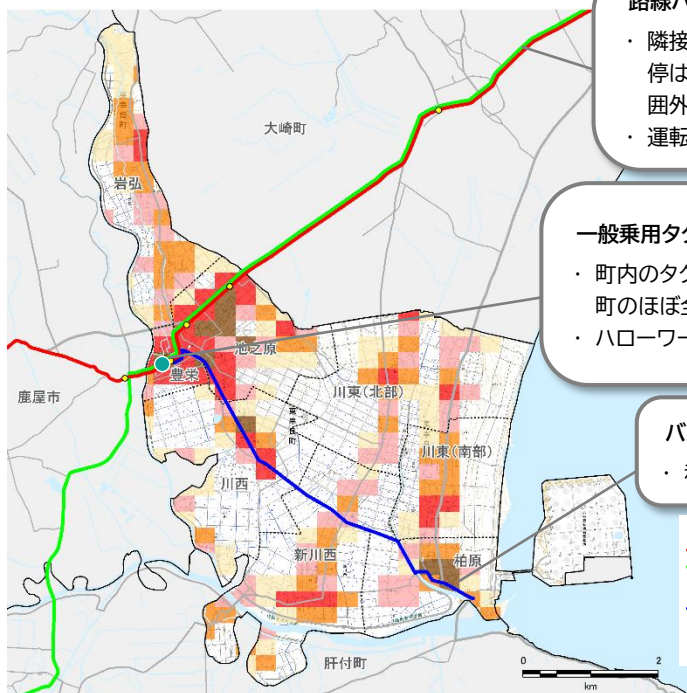
公共交通の利用促進や外出機会の創出、運転手確保の支援などにより、持続可能な公共交通を提供します。

#### 【取り組むべき課題と基本方針の関係】

	基本方針①	基本方針②	基本方針③
課題① 町内移動の利便性向上	●		
課題② 幹線交通の利便性向上	●		
課題③ 公共交通の利用促進		●	●
課題④ 持続可能な公共交通サービス提供のための支援			●

## 2. 将来の公共交通ネットワーク

### 【現在(令和6年度)の公共交通ネットワーク】



### 【5年後(令和11年度)の公共交通ネットワーク(イメージ)】



### 3. 東串良町の地域公共交通の役割

町内の各移動手段の役割を、それぞれ以下のように設定します。

区分	地域公共交通(路線・系統名)	役割
<b>【幹線】 町外への移動を担う広域交通</b>		
路線バス	地域間幹線系統 (垂水～垂水港～鹿屋～志布志 (普通))	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接する市町との間の通勤・通学や買い物・通院などの広域の移動を担う</li> <li>国の補助制度である<b>地域公共交通確保維持事業</b>を活用し、バス事業者と沿線自治体との連携した取組により、現状のサービス水準を維持しながら、利用促進を強化する</li> </ul>
	廃止路線代替バス	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接する市町との間の通勤・通学や買い物・通院などの広域の移動を担う</li> <li>バス事業者と沿線自治体との連携した取組により、現状のサービス水準を維持しながら、利用促進を強化する</li> </ul>
<b>【支線】 町内の移動を担い、幹線を補完して運行する交通</b>		
デマンド交通	デマンド交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に町内の移動手段としての役割を担う</li> <li>幹線に接続させるとともに、交通結節点や町内の拠点にアクセスする</li> <li>町内タクシー事業者との連携により、地域のニーズや実情に即した運行のあり方を検討しながら、住民への利用方法の周知等に取り組む</li> <li>運行にあたっては、<b>地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)</b>の活用についても検討する</li> </ul>
<b>【個別輸送】 個別の移動ニーズに対応して運行する交通</b>		
一般乗用タクシー	一般乗用タクシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な個別の移動ニーズに対応して運行する</li> </ul>

### 4. 地域公共交通確保維持事業の必要性

#### 地域間幹線系統

当該路線は、沿線市町間の広域移動を担う路線として、通勤・通学や買い物・通院といった日常生活に必要な移動手段として利用されていますが、長期的な利用者数の減少や人手不足の深刻化等によって、バス事業者や沿線自治体の運営努力だけで路線を維持することが難しいことから、地域公共交通確保維持事業の活用により、高齢者や高校生、車を気軽に利用できない人々の移動に不可欠な路線として、引き続き運行を確保・維持する必要があります。

#### 地域内フィーダー系統

本町は路線バスへのアクセスが容易ではない地区が多く存在することから、車を気軽に利用できない人々の移動手段の構築に行政として取り組んでいく必要があります。支線は主に町内での移動手段としての役割を果たすと同時に、幹線に接続することで広域への移動を可能にする重要な役割を担っています。しかしながら、交通事業者や自治体の運営努力だけで維持することが難しいことから、地域公共交通確保維持事業の活用により、運行を確保・維持する必要があります。

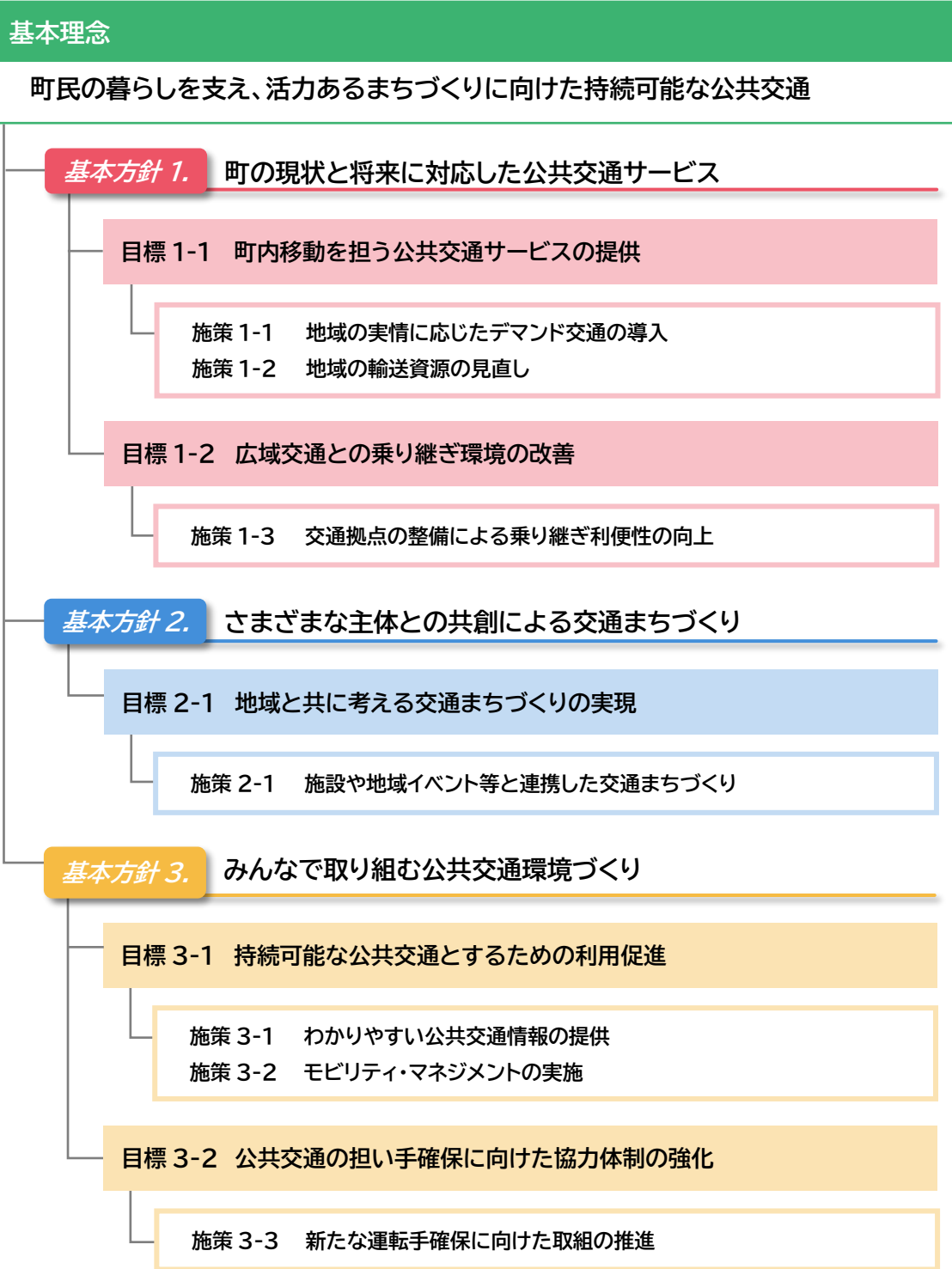
#### 【地域公共交通確保維持事業を活用する系統の概要】

運行系統名	起終点	区分	運行の態様	実施主体	補助の活用
垂水～垂水港～鹿屋～志布志(普通)	垂水～志布志港入口	4条乗合	路線定期運行	鹿児島交通	地域間幹線系統補助
デマンド交通	東串良町内全域	4条乗合	区域運行	東串良町 (運行は既存の交通事業者 に委託)	地域内フィーダー系統補助

# 5. 理念および方針を実現させるために行う施策

## 1. 施策の体系

基本理念および基本方針の実現に向けて、以下の施策を実施します。



※**デマンド交通**とは、運行ルートや時刻を定めずに、予約がある場合のみ、決められたエリア内を運行する公共交通のこと。エリア内に停留所を設けるものや、完全フリー乗降を行うものなど様々な運行形態がある。

※**モビリティ・マネジメント**とは、1人1人のモビリティ(移動)が、社会的にも個人的にも望ましい方向(過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等)に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策のこと。

## 2. 施策の内容

### 目標 1-1 町内移動を担う公共交通サービスの提供

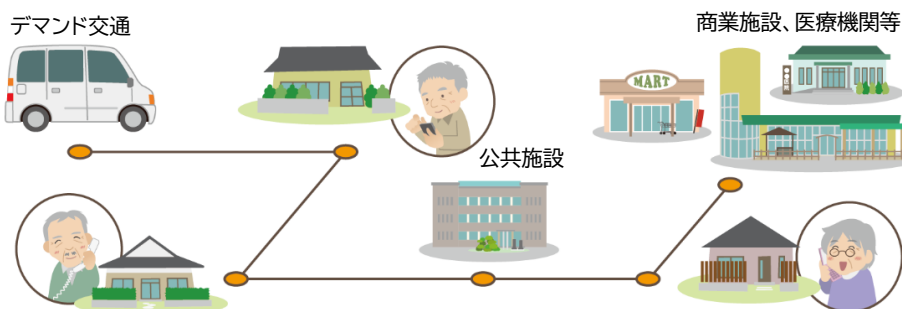
#### 施策 1-1 地域の実情に応じたデマンド交通の導入

- 運転免許証を持たない高齢者等の生活を支える町内の移動手段として、デマンド交通（区域運行）を導入します。
- 交通事業者による運行を基本としますが、運転手不足への対応を視野に入れた運行の仕組みづくりも同時並行で検討します。

《導入にあたっての基本的な考え方》

役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町内の移動手段としての役割を担い、幹線(路線バス)を補完する</li> <li>● 利用者の自宅付近から幹線や交通結節点、町内の拠点にアクセスする</li> </ul>
運行内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者は事前に電話やスマートフォンを使用して予約を行い、決められた町内の目的地まで自宅付近から出かけることができる</li> <li>● 利用者の希望に応じて運行するオンデマンド運行のほか、運行の目安時刻(便)を設定することも検討する</li> <li>● 持続可能な運行とするため、一定の利用者負担を求めつつ、誰にでもわかりやすい運賃体系とする</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般乗用タクシーとの差別化を図りつつ、持続可能な運行とするため、コストやサービスが過大・過剰にならないよう留意する</li> <li>● 既存の交通事業者が運行業務を担うことを基本としつつ、地域の実情に応じて町民等が車両の運転を担う可能性についても検討する</li> <li>● 運行にあたっては、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の活用についても検討する</li> <li>● 町民や関係団体、目的地となる施設など、関係者との連携や共創を通じて利便性向上や利用促進を図る</li> <li>● 運賃収入以外の収益確保策(貨客混載、協賛金や広告収入など)の導入についても検討する</li> </ul>

《運行のイメージ》



※デマンド交通とは、運行ルートや時刻を定めずに、予約がある場合のみ、決められたエリア内を運行する公共交通のこと。エリア内に停留所を設けるものや、完全フリー乗降を行うものなど様々な運行形態がある。

#### 施策 1-2 地域の輸送資源の見直し

- デマンド交通の導入に伴い、バス廃止路線代替タクシー運行事業や福祉バスの運行形態等を見直し、地域輸送資源の効率的な運用を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施スケジュール(1-1)	検討・調整	実証運行	本格運行		
実施スケジュール(1-2)	検討・調整	実施			
実施主体	東串良町、交通事業者、町民				

## 目標 1-2 広域交通との乗り継ぎ環境の改善

### 施策 1-3 交通拠点の整備による乗り継ぎ利便性の向上

- 公共交通の利用者が移動しやすい環境を整えるため、建設が予定されている複合施設との連携や既存バス停における乗り継ぎの利便性向上を目指した拠点整備を進めます。
- 快適で安全な待合環境や、自転車・シニアカーなどの駐輪スペースを備えた施設の整備のほか、既存のバス停の改善について、交通事業者や関係機関と連携しながら検討します。



快適な待合環境の例(リナシティかのや)(鹿児島県鹿屋市)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施スケジュール	検討・調整				整備
実施主体	東串良町、交通事業者、施設(商業施設、医療機関、観光施設等)				

## 目標 2-1 地域と共に考える交通まちづくりの実現

### 施策 2-1 施設や地域イベント等と連携した交通まちづくり

- 移動の目的地となる施設(商業施設、医療機関、観光施設等)と課題を共有し、連携と共創を通じて互いにメリットとなる事業を展開し、外出機会の創出を図ります。
- また、町内で開催されるイベントや地域活動について、公共交通で来訪しやすい時間帯に開催時刻を調整するなどの連携を図ります。

#### 取組の例

- 公共交通での来訪者に対する特典やサービスの実施(高齢者元気度アップ・ポイントの付与など)
- 公共交通のダイヤに合わせて開始時刻や終了時刻を調整したイベント・催しの開催

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施スケジュール	検討・調整	随時実施			
実施主体	東串良町、交通事業者、住民団体、施設(商業施設、医療機関、観光施設等)				

## 目標 3-1 持続可能な公共交通とするための利用促進

### 施策 3-1 わかりやすい公共交通情報の提供

- 新たに導入するデマンド交通については、住民説明会等を開催し、わかりやすく丁寧な説明に努めます。また、路線バスの運行情報や経路案内の提供を通じて、公共交通間の乗り継ぎ支援を推進します。
- あわせて、「広報東くしら」やホームページ、SNS 等を活用し、公共交通を身近に感じてもらうとともに、その重要性や必要性への意識醸成に取り組みます。



広報誌を活用した情報発信の例  
出典：市報しづし 2020 年 7 月号(鹿児島県志布志市)

### 施策 3-2 モビリティ・マネジメントの実施

- 関連する施策とあわせて、町民の公共交通の利用促進を図るため、対象者に応じた利用の「きっかけ」となる働きかけやコミュニケーションを行います。

※**モビリティ・マネジメント**とは、1人1人のモビリティ(移動)が、社会的にも個人的にも望ましい方向(過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等)に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策のこと。

#### 取組の例

- ・小学生や園児を対象とした公共交通の乗り方教室の実施
- ・進学を控えた中学生やその保護者に対する、公共交通を利用した通学方法の案内
- ・デマンド交通の導入にあわせた住民説明会や乗車体験会の開催
- ・老人クラブやふれあいいいきサロンと連携した公共交通お出かけツアーの開催

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施スケジュール(3-1)	毎年度実施				
実施スケジュール(3-2)	毎年度実施				
実施主体	東串良町、交通事業者、町民				

## 目標 3-2 公共交通の担い手確保に向けた協力体制の強化

### 施策 3-3 新たな運転手確保に向けた取組の推進

- 交通事業者や沿線自治体と協力して会社説明会や職業体験会を開催するなど、運転手の雇用に連携して取り組む体制を整えます。
- 運転手という仕事の魅力を発信し、イメージアップを図るための広報活動に行政として取り組みます。



複数の市町および交通事業者が連携した会社説明会の例  
出典：運転体験会・就業フェア(島根県松江市、出雲市)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
実施スケジュール	検討・調整	随時実施			
実施主体	東串良町、交通事業者、沿線自治体				

## 6. 施策実施スケジュールと計画の管理

### 1. 施策実施スケジュール

各施策の実実施スケジュールについて、以下のように設定します。

施策	実施スケジュール				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
<b>基本方針 1 町の現状と将来に対応した公共交通サービス</b>					
〈目標 1-1〉 町内移動を担う公共交通サービスの提供					
1-1	地域の実情に応じたデマンド交通の導入	検討調整	実証運行	本格運行	
1-2	地域の輸送資源の見直し	検討・調整	実施		
〈目標 1-2〉 広域交通との乗り継ぎ環境の改善					
1-3	交通拠点の整備による 乗り継ぎ利便性の向上	検討・調整			整備
<b>基本方針 2 さまざまな主体との共創による交通まちづくり</b>					
〈目標 2-1〉 地域と共に考える交通まちづくりの実現					
2-1	施設や地域イベント等と連携した 交通まちづくり	検討・調整	随時実施		
<b>基本方針 3 みんなで取り組む公共交通環境づくり</b>					
〈目標 3-1〉 持続可能な公共交通とするための利用促進					
3-1	わかりやすい公共交通情報の提供	毎年度実施			
3-2	モビリティ・マネジメントの実施	毎年度実施			
〈目標 3-2〉 公共交通の担い手確保に向けた協力体制の強化					
3-3	新たな運転手確保に向けた取組の推進	検討・調整	随時実施		

## 2. 評価指標の設定

本計画に位置付けた施策の進捗状況を確認するため、以下の評価指標(KPI)を設定します。  
 なお、本計画の評価指標は、社会環境の変化等も踏まえて、必要に応じて見直すことも検討します。

### 基本方針 1. 町の現状と将来に対応した公共交通サービス

目標 1-1 町内移動を担う公共交通サービスの提供	評価指標① デマンド交通の利用者数
目標 1-2 広域交通との乗り継ぎ環境の改善	評価指標② 待合環境の改善箇所数

### 基本方針 2. さまざまな主体との共創による交通まちづくり

目標 2-1 地域と共に考える交通まちづくりの実現	評価指標③ 町民や関係団体・関連施設との共創によって実施する事業の数
---------------------------	------------------------------------

### 基本方針 3. みんなで取り組む公共交通環境づくり

目標 3-1 持続可能な公共交通とするための利用促進	評価指標④ 路線バスの利用者数
	評価指標⑤ 路線バスへの運行補助事業費
	評価指標⑥ 路線バスの収支率
	評価指標⑦ 利用促進に関する取組件数
目標 3-2 公共交通の担い手確保に向けた協力体制の強化	評価指標⑧ 新たな運転手確保に向けた取組件数

各評価指標の具体的な内容と目標値は、それぞれ以下の通りです。

評価指標①	デマンド交通の利用者数
指標の定義	デマンド交通の年間延べ利用者数
現状値	データなし(令和 6 年度)
目標値	3,000人以上(令和 11 年度)
目標値の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民アンケート調査結果より、運転免許証の非保有率は 45.2%。また、80 歳以上の年代で運転に対して消極的な人が増加している。このことから、80 歳以上で運転免許証を持たない人々がデマンド交通の中心的な利用者と考えられる。                  令和 12 年の東串良町における 80 歳以上推計人口※(928 人)×令和 6 年住民アンケート調査時点における運転免許証非保有率(45.2%)=約 420 人                  ※国立社会保障・人口問題研究所日本の地域別将来推計人口</li> <li>自らが運転免許証を保有しない場合であっても、家族等の送迎により移動手段が確保されている可能性を考慮し、このうち 30%※の人数をデマンド交通の利用可能性が高い人々とする。                  ※東串良町包括支援センターが実施した令和 4 年度「生活支援に関するアンケート調査」より、75 歳以上の 33%が「買い物支援バス」の利用を希望していることを踏まえた数値                  420 人×30%=約 126 人</li> <li>住民アンケート調査結果より、80 歳以上の最も多い外出頻度は「週に 1~2 日」で 39.3%。週に 1 回(月に 4 回)の外出のうち、半分の移動をデマンド交通が担うことを目標とする。                  126 人×2 回×12 か月÷3,000人</li> </ul>

評価指標②	待合環境の改善箇所数
指標の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハード面(上屋やベンチの設置・修繕等)の改善箇所数</li> <li>ソフト面(情報提供等)の改善箇所数</li> </ul>
現状値	0 箇所(令和 6 年度)
目標値	2 箇所以上(令和 7 年度~令和 11 年度)
目標値の考え方	上屋やベンチの設置・修繕などのハード面の改善に加え、わかりやすい情報提供といったソフト面の改善を行い、誰もが使いやすい公共交通を目指す。

評価指標③	町民や関係団体・関連施設との共創によって実施する事業の数
指標の定義	公共交通に関連する事業の実施件数
現状値	0回(令和6年度)
目標値	年1回以上(令和7年度～令和11年度)
目標値の考え方	町民や関係団体・関連施設と課題を共有し、連携と共創を通じて互いにメリットとなる事業を展開し、外出機会の創出を図る。

評価指標④	路線バスの利用者数
指標の定義	東串良町内を走行する路線バスの年間利用者数(路線全体)
現状値	264,264人(令和5年度)
目標値	264,264人(現状維持)(令和10年度)
目標値の考え方	路線バスの利用者数は減少傾向にあるが、沿線自治体との連携による利用促進などを通じて、現状維持を目指す。

評価指標⑤	路線バスへの運行補助事業費
指標の定義	東串良町内を走行する路線バスへの年間運行経費補助額(東串良町負担分)
現状値	2,792千円(令和5年度)
目標値	2,792千円(現状維持)(令和10年度)
目標値の考え方	人件費や燃料費といった運行経費の増加を想定しつつ、利用促進等による運賃収入の増加により、行政負担の抑制を目指す。

評価指標⑥	路線バスの収支率
指標の定義	東串良町内を走行する路線バスの収支率(路線全体)
現状値	71.45%(令和5年度)
目標値	71.45%(現状維持)(令和10年度)
目標値の考え方	利用者の増加(運賃収入の増加)による経常収益の増加を目指す。人件費や燃料費といった運行経費の増加が避けられないと予想されるため、現状より悪化させないことを目指す。

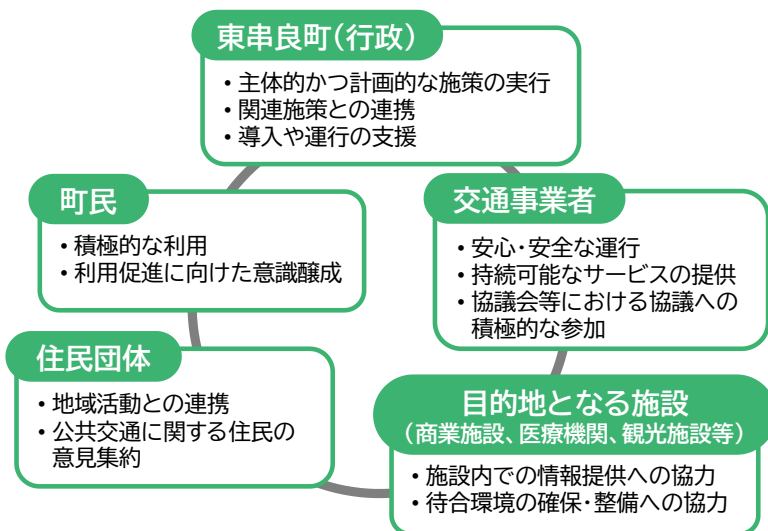
評価指標⑦	利用促進に関する取組件数
指標の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>「広報東くしら」等を活用した情報発信の回数</li> <li>モビリティ・マネジメント(乗り方教室や乗車体験会等)の開催・実施回数</li> </ul>
現状値	2件(令和6年度)
目標値	年4件以上(令和7年度～令和11年度)
目標値の考え方	継続的な情報発信および公共交通利用のきっかけづくりに積極的に取り組み、公共交通への興味関心を高めることを目標とする。

評価指標⑧	新たな運転手確保に向けた取組件数
指標の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転手募集に関する情報の発信回数</li> <li>交通事業者や沿線自治体と連携した会社説明会の開催回数</li> </ul>
現状値	0件(令和6年度)
目標値	年1件以上(令和7年度～令和11年度)
目標値の考え方	交通事業者や沿線自治体と連携しながら、運転手の確保に向けた取組を毎年継続して実施することを目標とする。

### 3. 計画の実施とモニタリング

#### (1) 推進体制

本計画は、東串良町、交通事業者、町民、並びに関係する各種団体等が役割を分担し、連携することで推進していきます。この体制を通じて地域公共交通を支え、持続可能な公共交通の実現を目指します。



図表26 連携・役割分担のイメージ

#### (2) 施策の進捗管理と評価のサイクル

本計画の管理は、東串良町、交通事業者、住民代表などの関係者で構成される「東串良町地域公共交通活性化協議会」の定期的な開催を通じて行います。

協議会では、計画で設定した評価指標や実施スケジュールに基づき、毎年度、施策の進捗状況を管理するとともに、評価や検証を実施し、地域公共交通の改善に取り組みます。

また、計画の最終年度には、これまでの施策の実施状況や目標の達成状況について最終評価を行い、その結果を踏まえて次期計画の策定に向けた検討を進めます。

##### 【進捗管理と評価のスケジュール】

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
協議会			開催									開催
実施内容	施策の実施											
	前年度評価に基づく改善と反映		前年度評価	次年度実施施策の計画・検討				次年度予算要求	今年度施策の実施状況および目標の達成状況の確認			進捗報告・課題の共有

1. 計画の検討経緯

開催日・実施日	会議・調査名	議題・実施内容
令和6年5月27日(月)	令和6年度第1回 東串良町地域公共交通 活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会設立趣旨及び本町公共交通の現状について</li> <li>今年度事業計画等の確認について</li> <li>地域公共交通計画について</li> <li>令和6年度委託事業について</li> </ul>
令和6年8月30日(火)～ 令和6年9月13日(金)	民生委員アンケート調査	各地区の実情を熟知した民生委員を対象として、高齢者等を中心とした住民のニーズ、移動に関する課題等を詳細に把握することを目的に実施
令和6年9月6日(金)～ 令和6年9月24日(火)	住民アンケート調査	地域住民を対象として、移動や公共交通の利用実態、現状のサービスに対する評価、今後の公共交通サービスに対する意向等を把握することを目的に実施
令和6年9月9日(月)～ 令和6年9月29日(日)	高校生アンケート調査	東串良町に居住し、町外へ通学する高校生を対象として、通学手段や公共交通の利用状況、保護者による送迎実態等を把握することを目的に実施
令和6年10月17日(木)～ 令和6年10月25日(金)	関係者へのヒアリング調査	交通事業者、庁内関係課、観光関連団体、物流事業者、商業施設を対象として、移動手段の供給側が抱える問題点やより詳細な地域住民の移動実態やニーズを把握することを目的に実施
令和6年12月19日(木)	令和6年度第2回 東串良町地域公共交通 活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回協議会のふりかえり</li> <li>委員の変更および協議会役員の変更について</li> <li>東串良町の現状・問題点と課題</li> <li>東串良町地域公共交通計画 計画体系(案)について</li> </ul>
令和7年2月4日(火)	令和6年度第3回 東串良町地域公共交通 活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回協議会のふりかえり</li> <li>東串良町地域公共交通計画(素案)について</li> </ul>
令和7年2月12日(水)～ 令和7年2月25日(火)	意見募集 (パブリックコメント)	東串良町地域公共交通計画(素案)に関する意見募集(パブリックコメント)の実施
令和7年3月13日(木)	令和6年度第4回 東串良町地域公共交通 活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>前回協議会のふりかえり</li> <li>意見募集(パブリックコメント)の実施結果</li> <li>「計画書本編・概要版・資料編(案)」について</li> </ul>

## 2. 東串良町地域公共交通活性化協議会

### (1) 名簿

No.	氏名	区分	団体名等	備考
1	大園 保広	東串良町長及びその指名する者	東串良町 副町長	会長
2	宮脇 利廣	一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者(タクシー業者)	K・T交通有限会社 代表取締役	副会長
3	野口 幸司郎	町民又は利用者を代表する者	町民代表	監事
4	内門 三男	町民又は利用者を代表する者	町民代表	監事
5	石田 洋介	一般乗合旅客自動車運送事業者(バス事業者)	鹿児島交通株式会社 乗合営業部 課長	
6	鳩野 浩一郎	公益社団法人鹿児島県バス協会長又はその指名する者	公益社団法人鹿児島県バス協会 専務理事	
7	山口 俊則	一般社団法人鹿児島県タクシー協会長又はその指名する者	一般社団法人鹿児島県タクシー協会 専務理事	
8	榊 登志幸	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局 首席運輸企画専門官	
9	谷口 誠一	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者	国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局 首席運輸企画専門官	
10	岡 良二	一般旅客自動車運送事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又はその指名する者	私鉄鹿児島交通労働組合 執行委員長	
11	川崎 茂巳	道路管理者又はその指名する者	大隅地域振興局建設総務課 課長	
12	藤崎 英一郎	鹿児島県肝付警察署長又はその指名する者	肝付警察署 交通課長	
13	末永 陽一	鹿児島県知事又はその指名する者	鹿児島県総合政策部交通政策課 主幹兼陸上交通係長	

## (2) 規約

### 東串良町地域公共交通活性化協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 東串良町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。)第5条第1項の規定、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国庫補助要綱」という。)第2条第1項第1号の規定に基づく地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成、実施及び評価・見直しに関する事項
- (2) 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「運送法省令」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等(自家用有償旅客運送を含む。)の旅客輸送の確保、旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- (3) 前2号以外の事項であって、地域の交通の確保、維持又は改善のために協議が必要な事項

#### (協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域交通法及び国庫補助要綱に基づく交通計画の策定及び変更の協議、実施に係る連絡調整、並びに交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
  - (2) 運送法省令に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等の態様の協議等に関すること(自家用有償旅客運送を含む。)
  - (3) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項
- 2 前項各号に係る協議会での協議等においては、東串良町運賃協議会設置規約に基づく東串良町運賃協議会での議決事項を尊重し、調和を図らなければならない。

#### (協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 東串良町長及びその指名する者。
  - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
  - (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者
  - (4) 公益社団法人鹿児島県バス協会長又はその指名する者
  - (5) 一般社団法人鹿児島県タクシー協会長又はその指名する者
  - (6) 町民又は利用者を代表する者
  - (7) 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者
  - (8) 一般旅客自動車運送事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又はその指名する者
  - (9) 道路管理者又はその指名する者
  - (10) 鹿児島県肝付警察署長又はその指名する者
  - (11) 鹿児島県知事又はその指名する者
  - (12) 東串良町内において自家有償旅客運送を実施している特定非営利活動法人等の運送団体
  - (13) 学識経験を有する者その他交通協議会議の運営上必要と認める者
- 2 前項に規定する委員又は次条に規定する事務局から、前項に規定する委員以外の者が協議会の運営に必要なとの申し出があった場合には、協議会での決議の上でその者をオブザーバーとして招致することができることとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(協議会の組織)

第5条 協議会に会長(1名)、副会長(1名)及び監事(2名)を置く。

2 会長は、東串良町長又はその指名する者をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、協議会の会議(以下、会議)の会務を総括する。

4 副会長・監事は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の監査事務を行う。

(協議会の会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。但し、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(会議の特例)

第7条 会長は、会議の議事について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合又はやむを得ない事由がある場合と認めるときは、議事の概要を記載した書面を全ての委員に回付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。

2 前条第3項及び第5項の規定は、前項の場合に準用する。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について、地域の取り組みを行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、第3条に定める協議会の構成員のうち、当該調査又は検討のために必要な知見等を有する者による協議会の分科会を置くことができるものとする。

2 前項に基づき設置される分科会において、協議、検討が行われた場合には、会議における協議に資するよう、その結果を協議会に報告することとする。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員及び委員の属する団体等の関係者は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第10条 協議会は、協議会の運営に必要な業務、及び地域公共交通に関する相談、苦情その他の事項への対応を行うため、東串良町企画課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第11条 協議会の収入及び支出に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月5日から施行する。

### 3. 用語集

	用語	内容
あ行	一般乗用タクシー	1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業を指す。
か行	貨客混載	旅客自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の許可を取得したうえでバスやタクシーを用いて貨物を運送すること。
	可住地面積	居住に利用できる土地で、総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出した面積のこと。
た行	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(地域公共交通活性化再生法)	地域公共交通の活性化・再生のための、地域の主体的な取組等を推進することを目的に施行された法律のこと。原則として全ての地方公共団体において作成が求められる「地域公共交通計画」のほか、様々な事業に関する措置について定められている。令和5年には、地域の関係者の連携・協働(共創)を通じ、利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通ネットワークを再構築「リ・デザイン」を進めるための枠組みが創設されている。
	地域公共交通確保維持改善事業	生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等によって、移動の様々な障害が解消されるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的として創設された国の支援制度のこと。
	地域間幹線系統	都道府県等が定めた地域公共交通に位置付けられた系統で、複数の市町村にまたがり、1日当たりの運行回数が3回以上、1日の乗車人数が15人～150人などの一定の条件が定められている。
	地域内フィーダー系統	市町村が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、幹線(地域間幹線系統や鉄道等)の補完、または過疎地域等の交通不便地域における移動確保を目的として運行する支線(バス路線やデマンド交通等)のこと。「地域公共交通確保維持事業」では、地域間幹線系統に接続するなどの一定の条件が定められている。
	デマンド交通	運行ルートや時刻を定めずに、予約がある場合のみ、決められたエリア内を運行する公共交通のこと。エリア内に停留所を設けるものや、完全フリー乗降を行うものなど様々な運行形態がある。「デマンド型交通」とも呼ばれる。
ま行	モビリティハブ	複数の交通手段を集約することで効率よく自由に移動できる環境を整備する役割を果たし、乗合バスやタクシー、シェアサイクル等を提供することで公共交通が十分に整っていない地域でも生活の利便性が確保される仕組みのこと。
	モビリティ・マネジメント	1人1人のモビリティ(移動)が、社会的にも個人的にも望ましい方向(過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等)に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策のこと。

---

## 東串良町地域公共交通計画

<令和7年3月策定>

発行	東串良町地域公共交通活性化協議会 (事務局:東串良町役場企画課)
住所	〒893-1693 鹿児島県肝属郡東串良町川西 1543 番地
電話	0994-63-3122

---